

2011年3月11日

独立行政法人 国際協力機構  
理事 粗 信 仁 殿

環境社会配慮助言委員会  
委員長 村山 武彦

諮問（平成23年2月10日付 JICA(ER) 第2-10001号）に対する答申について

JICA環境社会配慮ガイドライン（2004年4月制定）2.4の規則及び環境社会配慮助言委員会設置要項第9項に則り、諮問「インドネシア国 ジャカルタ大首都圏港湾物流改善計画策定調査」にかかる環境社会配慮におけるスコーピング案について、別紙のとおり答申いたします。

コメントの種類に応じて、答申内容を協力事業に反映するよう、お取り計らい下さい。

インドネシア国 「ジャカルタ大首都圏港湾物流改善計画策定調査」  
(開発計画調査型技術協力)  
スコーピング案に対する答申案

**答申案検討の経緯**

ワーキンググループ会合

- ・日時：2011年2月10日(木) 14:00～17:00
- ・場所：JICA 市ヶ谷研究所大会議室
- ・ワーキンググループ委員：村山委員、原嶋委員、松行委員、石田委員、武貞委員
- ・議題：インドネシア国「ジャカルタ大首都圏港湾物流改善計画策定調査」に係るスコーピング案についての答申案作成
- ・配付資料：
  - 1) Summary of the Interim Report for the Project of Master Plan Study on Port Development and Logistics in Greater Jakarta Metropolitan Area (以下プロジェクト名は省略), July 2010, JICA Study Team
  - 2) Interim Report, July 2010
  - 3) Summary of the Progress Report, November 2010, JICA Study Team
  - 4) Progress Report (Contents, Chapter 1-4, 7), November 2010, The Overseas Coastal Area Development Institute of Japan (OCDI), Oriental Consultants Co., Ltd. (OC), Ides Inc. (Ides)
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2004年4月)  
(助言委員会設置要項第9項に基づき、助言委員会が審査会に代わり報告を受ける)

全体会合(第10回委員会)

- ・日時：2011年3月4日(金) 14:00～17:00
- ・場所：JICA 本部(会議室：2階 229 会議室)

上記の会合に加え、メール審議により答申を確定した。

## **答申**

### **開発候補地および代替案選定について**

1. 現段階の調査結果に基づくと、開発候補地および代替案の選定に際して、環境にも十分配慮した総合判断がなされているわけでは、必ずしもない。開発候補地および代替案の選定に際しては、多様な評価項目間の関係、重み付けなどを明確にし、総合評価において選択された開発候補地および代替案の適切さについて、評価判断の定量化も含めて根拠の明確化、透明化に努め、調査報告書への記載を丁寧に行うべきである。

### **非自発的住民移転について**

2. 代替案選定においては、新規港湾施設のフェーズ分けやアクセス道路建設箇所の組み合わせの違いなどがあるため、非自発的住民移転の影響の比較が明確になされているとは見受けられない。マスタープラン（以下 M/P）策定段階で可能な範囲で、非自発的住民移転のインパクト（対象者数、移転住民の属性など）を代替案ごとに明確化し、その評価結果を調査報告書に記載するべきである。

### **漁業・海洋環境（特にサンゴ礁）への影響について**

3. 開発候補地および代替案選定において、漁業・海洋環境（特にサンゴ礁）への影響についての比較検討はいまだ十分とはいえない。特に、漁業については、多様な漁業関係者および現地漁民の意見、サンゴ礁や干潟については保全に関する専門組織・専門家の意見、それぞれの聴取が十分ではないと見受けられる。今後の調査においては、これらの点について十分に留意し、海上アクセス道路新設による影響も含めた漁業・海洋環境への影響をより明確にしたうえで、開発候補地および代替案選定の判断を調査報告書に記載するべきである。

### **ステークホルダー協議について**

4. M/P 段階という制約はあるものの、開発候補地および代替案選定という重要な決定が行われる過程では十分なステークホルダー協議、特に将来の事業想定地域の関係者との協議は十分に行われる必要がある。今後、関係者全てを一堂に集めてのステークホルダー協議にこだわることなく、地方自治体、単位漁業組合など、より地域に根ざした関係者との協議を十分に行い、その結果を開発候補地および代替案選定の判断に活用するべきである。
5. 本調査におけるステークホルダー協議は既に終了したとのことであったが、本調査に適用される「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004 年 4 月）3.2.3.本格調査段階 第 7 項の規定\*に従い、最終報告書案にかかるステークホルダー協議を行い、その結果を最終報告書に反映させるべきである。

### **その他**

6. 本事業による環境影響の一つとして、アクセス道路の新設による水田への負荷を加えるべきである。  
以上

\* 参考「JICA 環境社会配慮ガイドライン」（2004 年 4 月） 3.2.3.本格調査段階 第 7 項（p. 12）

7. JICA は、上記を踏まえ、環境社会配慮調査結果を反映した最終報告書案を作成し、相手国政府に説明しコメントを得る。カテゴリ A の調査については、同案を情報公開するとともに、相手国政府と共同で現地ステークホルダーと協議を行い、その結果を最終報告書に反映させる。カテゴリ B についても必要に応じて、情報公開した上で相手国政府と共同で現地ステークホルダーとの協議を行う。